

第五十五回国会 衆議院 社会労働委員会 議録 第十四号

昭和四十二年五月三十一日(水曜日)
午前十時十八分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事 藏内 修治君 理事 佐々木義武君

理事 齋藤 邦吉君 理事 竹内 黎一君

理事 橋本龍太郎君 理事 河野 正君

理事 田邊 誠君 理事 田畑 金光君

大石 武一君 菅波 茂君

世耕 政隆君 田中 正巳君

地崎宇三郎君 中野 四郎君

中山 マサ君 藤本 孝雄君

増岡 博之君 三ツ林弥太郎君

箕輪 登君 栗山 秀君

山口 敏夫君 渡辺 肇君

川崎 寛治君 後藤 俊男君

佐藤龍次郎君 島本 虎三君

中谷 鉄也君 八木 一男君

山本 政弘君 本島百合子君

大橋 敏雄君

出席國務大臣 厚生 大臣 坊 秀男君

出席政府委員 厚生大臣官房長 梅本 純正君

厚生省公衆衛生局長 中原龍之助君

厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君

厚生省社会局長 今村 謙君

厚生省年金局長 伊部 英男君

厚生省援護局長 実本 博次君

委員外の出席者 専門員 安中 忠雄君

五月三十一日 委員西村直己君及び川崎寛治君辞任につき、そ

第一類第七号 社会労働委員会議録第十四号

の補欠として三ツ林弥太郎君及び中谷鉄也君が議長の名で委員に選任された。

委員中谷鉄也君辞任につき、その補欠として川崎寛治君が議長の名で委員に選任された。

同日

五月三十日

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案(内閣提出第九八号)

船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

本日の会議に付した案件

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)

戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案(内閣提出第八〇号)

厚生関係の基本施策に関する件

○川野委員長 これより会議を開きます。

厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。世耕政隆君。

○世耕委員 先日新聞にちよつと記事が報ぜられておりますが、和歌山県の日高郡由良町に今月の中ごろ赤痢の集団発生事件がございました。それから次第に病気が付近の町内にも蔓延し、あ

るいは遠隔の都市にも広がってきているようござい

ます。和歌山県はいままで毎年天災に見舞われていたのですが、さすがに厚生大臣をわが県から出すだけのことがございまして、衛

生的には比較的完備されていた県でございます。天

昭和四十二年五月三十一日

がどういうわけか、このたび和歌山県のほうに皮肉にも試験を与えられて、私も、和歌山県だけではなくて、今後いろいろなわが国の防疫上あるいは厚生行政の上に投げかける問題が非常に多いと思ひまして、ここに緊急質問をさせていただきます。

○坊國務大臣 近ごろ全国的に衛生思想も普及いたしまして、そういったようなおきから、集団赤痢といったような不祥事が起こりまして、しかもそれが私の郷里であるということは、非常に私も残念なことと思っておりますが、御質問によりまして、簡単に今日までの経過を申し上げます。

五月二十二日ころより、由良町の町内、これは私より世耕委員のほうがお詳しいかと思ひますが、人口九千四百六十人のこの町内の主として小中学生を中心に、三十八度ないし三十九度の発熱、腹痛、下痢、倦怠感、まれに嘔吐を訴える患者が発生し、町内の三人の医師より赤痢の届け出がなされました。御坊保健所にて検便の結果、二十四日ゾノネ菌を検出し、赤痢の集団発生なることを確認いたしました。直ちに県、町、医師会等のメンバーによる防疫対策本部を設置するとともに、厚生省あて第一報を報告してきました。当時の患者数は二百八名、その後二十六日には累計四百八名、二十九日には累計七百七十九名、患者が四百四十二名、保菌者三百三十七名の発生を見たわけでございます。

防疫対策といたしましては、二十四日防疫対策本部を設置し、県内隣接五つの保健所、県衛生研究所、医師会、薬剤師会、地元町民の協力を得て、五月二十四日、五日、由良町全城を消毒し、さらに二十七日より自衛隊の応援を得まして、二

十九日には重ねて旧由良町の消毒を実施完了いたしました。患者の収容、臨時隔離病舎の設置、検疫措置の万全を期するとともに、今日原因の究明を行なっております段階でございます。

○世耕委員 地方と大都市との格差ということが、日本の政治の上でも叫ばれているわけでございますが、ともすれば、この防疫の問題は大都市に集中されまして、地方のほうには、環境衛生学的にもなおざりにされる傾向があるのではないかと

思う次第でございます。地方の一番特徴としますところは、野菜とか魚とか、いろいろな大都市で必要な生活必需品を生産するところでございます。この部分にいろいろな伝染病が発生いたしますと、これがいろいろな食べものを介して、また

大都市に運ばれて大流行をみる場合がござい

ます。そこで、地方の町村といえども、やはり環境衛生の充実、設備の改善、あるいは政府におきましてもいろいろな予算の大幅な措置、こういうことが私はどうしても今後の防疫対策上必要にな

てくるのではないかと思ひます。大臣は、この点、大臣におかれましてはどのようにお考えにな

っておりますか。

○坊國務大臣 国民の全般が健康であるというこ

とは、これは何にいたしまして、何よりも大事な

ことでございます。そこで、その健康保持のため

の政府の施策というものは、中央と地方とで甲乙

があつてはならない。私は、中央の大都市も、地

方の方村も、ともにこれはさきような不祥事を起

こさないように、国としてできること、国として

なすべきこと、これは厚薄のないように、地方は

地方の特性がありましよう、大都市には大都市の

特性がありましよう、そういった特性に応じまし

い、かように考えております。

○世耕委員 環境衛生あるいは防疫、こういうものは日常が非常に大切でございます。われわれのほんとうの敵は常に沈黙しているというようなことばがあるのをごいいます。あらわれてくる敵はあまりこわくございせん。黙っている敵のほうがおそろしいのをごいいます。こういうような伝染病の場合でも、病原菌というのは、おそらく人間が生きている限り死に絶えることがないだろうと思ひます。からだのどこかにひそんでいたり、いろいろな家の中とか地面の陰のほうにひそんでいたり、長い間ひそんでいて、突然何かのきっかけに、いままでしあわせであった町とか人たかを襲って暴力をふるうわけでございます。ですから、その病気が沈黙している間に、いろいろな社会環境の整備、公衆衛生学的に見た整備というのが大事になってくるのだと思ひます。そこで、万が一いろいろな病気が発生いたしましても、それをどこかで遮断して、病気が周囲に蔓延しないようにすることができるよう環境を、ぜひともこれからいろいろ留意くださいます。つくり上げていっていただくことを切願する次第でございます。

それからもう一つ、いま一日平均五、六十人の患者数がふえてきているような状態でありまして。さらに、防疫作業に取りかかったのは、発生してから五、六日たつてからというふうになっております。これはちょっと時間的におそいのではないかと、そのように私考するわけでございます。私ふだん考えるのでございますが、都会のお医者さんでもそうです。地方の開業医の方々でもそうです。ございいます。いろいろないまの複雑な健康保険機構というもので、朝から晩まで非常に目まぐるしい生活をしております。そこで、いろいろな臨床検査というものが、ともすればなおざりにされていくのではないかと、それから、検査をしようと思ひましても、それを取り上げて検査所へ運ぶまでの操作とか手続が非常に複雑でございます。あるいは民間の臨床検査所におきましても、必ず

しも手が回っていないので、絶対に確実であるとはなかなか言い切れない場合が多い。そこで、国とか県の試験所に依頼するわけでございますが、これもたいへんめんどうないろいろな操作、手続が必要である。そこで、このような病気が発生しかかった場合でも、検査がなかなか不行き届きのために、はつきり病気の根源をつかまえることができなかったのではないかと。そこでこういうふうな大流行がきたのではないかと。そこでこの際、将来、都市にも、またはいろいろな地方の町々にも、もっとお医者さんが便利に検査できるように臨床検査所の施設、そういうものをお考えになる。あるいは自動車で巡回して行つてその検査物を受け付けて、積極的にいろいろな病原を発生する以前に未然に防ぐようなことをお考えになる。このような具体的なことについて、厚生省はどのように今後をお考えになっておられるか、承りたいと思ふ次第でございます。

○中原政府委員 ただいま、病気の発見のために必要な諸検査が、施設その他いろいろな面で不十分なために行なわれにくい、そのために病気の蔓延を来たすのではないかと、お話がございました。私はそれについては、当然考えられることだろうと考えております。ただ、この一般のいわゆる臨床検査、それから伝染病予防上における検査という問題は、同じようであつて若干分かれています。主として一般防疫上の諸検査とかそういうものが中心になりますのは、大体国におきましては保健所の検査室、それからさらにその上に地方には衛生研究所というものが果にございまして、それが一応ネットワークを張つておるわけでございます。ただ、普通のいろいろな臨床検査になりますと、これもやはり受け付けますけれども、臨床検査の数が非常に多いという問題もありません。あるいはまた、普通の臨床検査は、病院等におきましては、自分のところで大体やつておるといふところが非常に多いわけでありまして。そのほかに、最近はそのような検査を引き受けてやるといふふうなことも、民間でやるようなものもぼつ

ぼつできてきております。また医師会あたりでは、医師会の検査所を建てるとかというふうな気運になってきております。そういう意味におきまして、全体の検査機構というものは徐々に整備されつつありますが、なお一そうこの整備ということに私ども当然からなければならぬと考えております。

○世耕委員 おつしやられるとおりの機構になつてはいるのをごいいます。保健所あるいは試験所の末端機構と開業医の方々の間の関係というものは、必ずしも密接ではないようでございます。やはりこれは社会生活上に非常に必要な問題を残しておりますから、今後具体的な形でもっともつとそれを進めていただきたい、これをお願いしておきます。

さらにもう一つ、これは以前から言われていることでありますが、今度の由良町におきまして、九千の人口を持つておられて、これが山間僻地の飛び飛びになつた集合部落でございます。ここにお医者さんは四人いるのをごいいます。たいへん年配の方もおる。こういうことで、お医者さんはいらぬのをごいいます。とてもこういう非常事態には手が回らぬ。そこで、無医村という問題、無医村にひとしい問題、こういうものを今後とも具体的に解決していくには厚生省ではどのようにお考えになっておられるか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○中原政府委員 この由良町の今度の問題につきましては、町内のお医者さんの方々の報告によりまして、わかつて防疫に乗り出したわけでありまして、このように集団発生があらますと、もちろん地元の人たちばかりで足りるものではございません。果内の各方面から応援を得て、そうしてそれの収容、治療あるいは防疫、こういうものに従事して万全を期するといふ場合におきましては、私も各県に委託費による職員を置いておりますので、それを厚生大臣の命によりまして

その果に派遣をいたしまして、そうして応援せしめるといふような態勢もとれるようになっておるのをごいいます。ただ、平常時の場合は、防疫といふよりもむしろ一般の医療対策として、かねがねそういう無医村とか僻地の医療というものが問題になりまして、厚生省としてはその解決に努力しているわけでございます。そのためには、その地方の一つの開発の問題もございいます。あるいは公的の病院からその医師を巡回派遣するとか、あるいはまた、あるところから一時駐在の形で派遣するとか、各種の方法を講じておるのでございます。しかしながら、これで万全を期するところまではまだ至つておりません。僻地、無医村等はどういうふうにして十分な医療ができるかといふことは、私も真剣に今後ともなお一そう努力していくべき問題である、こういうふうにごいいます。

○世耕委員 時間がございせんので、もう一つお尋ねしたいと思ひます。現在、大体患者数が七百七十九名になってきております。九千の人口の中で七百七十九の割合でございます。かなりの発生率で、私の計算でまいりますと八・六%に達しております。そういういたしますと、ただでさえ貧しい地方の財政、それから町村財政、こういったことから考えますと、これは人為的な災害ではございまして、自然に行なわれてきた天災にもひとしいような結果が生まれてきているわけでございます。現在あいつた寒村、これは日本国じゅう至るところにある状態でございます。それから、漁村は全部船を出すことができません。それから、魚がとれましても、これを買つてもらうことができないので、全部休んでおります。それから子供さんからおとなまで患者が出てくるのをごいいます。この看護人とか看護婦とか、あるいはお医者さんが大ぜいよそから助けに来てくれる、看護婦が動員され、それからいろいろな従業員が動員されなければならぬ。たき出しも必要である。薬も必要である。いろいろな天災に似たような結果が出てきております。そこで、ただでさえ貧しい地方の財政がなお貧困になつてい

く。このような点から、何か特別融資とか財政的な処置とか、こういうものをぜひお考えいただきたいと思う次第でございます。その点お答えをいただきたいと思います。

○坊国務大臣 伝染病が集団発生いたしました、これに対して地元で経費がたかさん要る。たとえ臨時隔離病舎を建設するとか、あるいは消毒をするとか、いまあげられたようないろいろなことに経費が要るといったような場合には、伝染病予防法によりまして、国が三分の一、県が三分の一、地元が三分の一というふうに、これに対する経費を補助金でもってそれぞれが負担する、こういうことに相なっておりますので、当然今度の由良町の集団赤痢に対してはこの法律が適用される、こういうことになるわけでございます。

で、なお由良町に対して、由良町の財政状況等も勘案いたしまして、県とも十分連絡をいたしまして、特別交付税といったようなものによって突っかい棒をする、こういったような手もあるわけでございまして、現行制度といたしましては、そういうような措置が当然とられるはずであります。

○世耕委員 坊厚生大臣は御自分の出身県でございます。もちろん私もそうなんですが、出身県になりますと、ともすると遠慮がちになるんじゃないかと思ひます。この点ぜひ遠慮くださらないように。それから、和歌山県の防疫対策というものをきつかけとして、今後各地で起こってくるところのこういった伝染病の突発事故に際してのいろいろな参考になるいい事例を残していただくことができますように、ぜひともお願いする次第でございます。

もう一つ最後に、この病気の感染経路、それからなおったか、なおらないか、これを今後十分に吟味していただきまして、厚生省とされまして、また県の衛生部のほうからも、はっきり伝染病の突発事故に対して回答を与える。はっきり黒白をつける。そういったしめんど、これが長く続きますと、地方の生活、住民の生活にますます直結してくるいろいろな深い事情がございます。

で、この点はぜひとも黒白をできるだけすみやかにはっきりさせて、十分な治療と、今後の十分な予防的な対策と、それから患者さんの予後を十二分に観察することができまうように、大臣そのほか厚生当局の方々にお願い申し上げまして、私の質問を終わらしていただきたいと思います。思う次第でございます。

○坊国務大臣 たまたま私の郷里で不祥事が起こったわけでございます。私といたしましては、遠慮をするとか、あるいはこれはできるわけのものじゃありませんが、さじ加減を厚くするとかといったような気持ちは毛頭ございせん。ただ、現在発生する経路、発生の原因というふうなものにつきまして、迅速に、正確にこれをキャッチいたしまして、何も私の郷里だけの問題ではございせん、日本全国の問題として、十分これに対して適切、有効なるいろいろな措置を考えてまいりたい、かように考えております。

○川野委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 お尋ねをいたしたいと思ひます。先ほど、由良町の集団赤痢発生の問題について、その概要についての御答弁をいただきましたが、いずれにいたしまして、人口一万足らずのそのような町で、約一〇％に近い患者が発生をしているというふうなことになるかと、文字どおり町の社会的な機能というものが停止をしている、こういうことを言わざるを得ないと思ひます。非常に重大な問題だと私は思ひます。そこで、まず最初に、このふしあわせな和歌山県由良町のできごとに関連をいたしまして、次のようなことを私はお尋ねをいたしたいと思ひます。

この点に問題点があるかと思ひます。この点についての大臣の御答弁をいただきます。

○坊国務大臣 御意見のとおりでございますが、非常に専門的なお話でございますので、関係局長から答えさせます。

○中谷委員 大臣の御答弁がある前に政府委員の方に御答弁をいたしたいと思ひますが、ちょっと御答弁の前に、大臣に重ねて次のようなことをお尋ねいたしたいと思ひます。

統計によりますと、罹患者は、昭和二十七年が一三〇、これがピークであったと思ひます。昭和三十一年に至りまして罹患者が四九・五ないし六。四十年に至りまして罹患者が四九・五ないし六。このような罹患者の減少について、厚生省は、これは赤痢対策について成功だったんだというふうなことを言われた向きがある。しかし、昭和四十年に五〇まで下がってきたところの罹患者は、たして昭和四十一年においてどのような状態になつておるか。さらに、もう赤痢は夏だけの問題ではないということがある。昭和四十一年、昭和四十二年五月現在における罹患者というものはどのようなことになつておるか。私の一応の調査と推定によりますと、昭和四十年よりも今度は罹患者がさらに向上きになっておる、こういうことが言えると思ひますが、この点についてまず政府委員の御答弁をいたしたい。

○中原政府委員 赤痢の発生件数につきまして、ただいま先生からお話ございましたが、四十年以前の状況につきましては、先生のお話のとおりでございます。四十年から四十一年になりました、去年でございますが、約五割方ふえました。それで、ことしの状況について昨年の状況と比べてみますと、昨年一月一日から四月二十二日までの間では、昨年は一万五千七百四件でございますが、本年は九千五百四十四件になっておりまして、これは前年よりも減つております。

うふうに一三〇、一〇〇、五〇と下がってきた罹患者は、昭和四十一年では一体幾らということになるわけでございますか。

○中原政府委員 罹患者といたしまして六五・八でございます。

○中谷委員 そこで今度は集団発生件数について資料を見てみますと、昭和三十四年で五百七十二件。これは、昭和三十五年、罹患者一〇〇の前年ですが、集団赤痢発生件数が五百七十二件。そして昭和四十一年において集団発生件数は六百二十七に相なつておる。そういったしめんど、昭和四十一年、昨年の集団発生件数というものは、どういう状況に相なつておるか、この点について御答弁をいただきたいと思います。

○中原政府委員 四十一年度の集団発生件数は九百十一件でございます。

○中谷委員 大臣に御答弁をいたしたいと思ひます。いわゆる赤痢というきわめて非文明的な病氣——私、医療については全くのしろうとだけれども、友だちの医者に聞いてみたら、アメリカなんかでは、赤痢の勉強をするのに赤痢患者が少ないうことがいわれておる。ところが、いわゆる経済社会発展計画ということがいわれておる。また人間尊重ということがいわれておる。そういう状態の中で、ただいま政府委員が御答弁になつたように、昭和四十一年になつてから、罹患者については一五・八％の増加、さらに集団発生件数についてはまさに三百件の増加、これは厚生省の赤痢対策というものが非常に抜本的な対策を必要とするということが統計上明らかになっている。これは厚生大臣として、専門的なことではなしに伺いたい、はたしてしからば、いわゆる最近の伝染病の中におけるところの一番国民を苦しめておる赤痢の対策について、どのような措置をおとりにするか、この点についてひとつ大臣として御答弁をいただきたい。

○坊国務大臣 赤痢のような、伝染病の中でも、お説のように、全く恥ずかしい伝染病といったようなものが日本であつたといつたような傾向にある

ることは、これは非常に憂うべきことでござい
す。そこで、こういったような病気が起こらない
ように予防していくためには、もちろん政府の施
設あるいは諸般の指導といったようなこと、これ
は経済的な面、精神的な面、いろいろなものがご
ざいまいしょうが、これを厚くやっていかねばな
らないというところは当然のことでございます。そ
うしても、また一般住民の衛生に関する思想、そ
ういったような個人的な自覚の問題といったよう
なもの、これは私は無視するわけにはまいらな
い。そういったようなことについてもよく指導を
する。それから、厚生省といましては、これは
住民の環境の改善、環境の整備といったような
ことをとめてやってまいりまして、そうして、赤
痢のようなものはだんずかしい伝染病といった
ようなものの起こらないように、極力いろいろな
面において努力をしてまいらねばならない、か
ように考えております。今日起こりました事態に
つきましては、私は非常に遺憾に存じておりま
す。

○中谷委員 先ほど政府委員の方にあらかじめお
尋ねをいたしましたところ、必ずしも明確ではな
かったわけですが、昭和四十年年度の国民生
活白書によりますと、「疾病予防対策費の現状」
の中に伝染病予防対策費というのが記載されてお
ります。国民生活白書の三十四ページです。それ
によりますと、昭和四十年年度において、このよう
な金額がはたして適切なものであるかどうか、
という論議は別として、金額の絶対的な額として
は、八千六百円というところが記載されてお
る。ところが、昭和四十一年年度におきまして
は、八千二百万円というところが記載されてお
る。はたして、いろいろな点について御努力
になつておられるのか、これは一体どうい
うことか、私お尋ねをせざるを得ないと思
うのです。もとより、伝染病予防特別対策費
は、経済的な面、精神的な面、いろいろなものが
ございまいしょうが、これを厚くやっていかねば
ならないというところは当然のことでございます。
そうしても、また一般住民の衛生に関する思想、
そういったような個人的な自覚の問題といった
ようなもの、これは私は無視するわけにはまい
らない。そういったようなことについてもよく
指導をする。それから、厚生省といましては、
これは住民の環境の改善、環境の整備とい
ったようなことをとめてやってまいりまして、
そうして、赤痢のようなものはだんずかしい
伝染病といったようなものの起こらないよう
に、極力いろいろな面において努力をしてま
いらねばならない、かように考えております。
今日起こりました事態につきましては、私は
非常に遺憾に存じております。

省の仕分けとは若干違ふものがあるかもしれ
ないけれども、この点についてごまかいことを
私お聞きするつもりはございません。ひとつ大
臣のほうから、こういうふうな四十年年度の
国民生活白書に記載されているところの予算
の減、要するに特別対策費というものが減
少していること、はなはだずさん統計図面
ではありますけれども、このように一たん下
がってきまして、この年度の罹患率が四十
一年度において急増しているということ、若
干の関係ありと言われてもやむを得ないの
じゃないか。したがって、全体としてのい
わゆる特別対策費の増額に、一その御努力
あつてしかるべきだ、このように私は考
えます。この点について大臣の御答弁を
いただきたい。

○坊間委員 予算の減つたといつたよう
ないきさつにつきましては、これはいろいろ
環境衛生の経費、あるいは伝染病予防の
経費、あるいは伝染病予防の経費、そ
ういったようなものと総合的に考
えていかねばならないと思
います。ところが、その間の総合的な
仕組みの問題については、私はつま
びらかにいたしておりません。事
務当局からお答えをさせていただきます。
○中谷委員 先ほど先生がお答えにな
りました特別対策費、これにつきまして
は、当方のほうで特別対策費として
まとめたものではないような
感じがいたしまして、これを経済企
画庁のほうに聞いてみたのです
けれども、その数字から見ま
すと、伝染病予防の中の一つの
施策として取り上げている中
で、いわゆる伝染病の流行予
測といったような形の諸検査の
費用がございまして、それか
らインフルエンザの特別対策
というものをやっております。
そういふものを合わせた額は、
四十年度は八千六百円になり
ますので、それと相当するの
じやないかと考えております。
ただ、この問題につきましては、
四十二年度は、これだけにつ
いて考えますと、一億一千万
円にふえております。そして元
来の伝染病予防費、これにつ
きましては全然減つておりま
せん。

○中谷委員 お尋ねをいたします。集団赤痢の
対策、この点が私はやはり赤痢対策としては一番大
事な問題だと思ひます。これは、もうすでに厚生
省の関係部局においては、何年も前から言わ
れておることなんです。そこで、お尋ねをいた
したいと思ひますけれども、まず、昭和四十
年年度は簡易水道の集団赤痢発生件数が九
件であつたものが、昭和四十一年年度には
十三にふえてきておる。原因別水道
関係を見てみますと、そういうことになつて
くるのです。そういうふうな点から、まず大
きな原因の一つになつておるのですが、今
回の問題について、感染経路については徹
底的に防疫の立場から究明をされるという
ことであつて、その原因が何であるかとい
うようなことについては、いま私は論ずる
資料と材料の持ち合わせがありません。し
たが、水道といふものは非常に大きなウ
ェットを占めておる。この点についての対
策、これをどのようにお考えになつてお
るか、政府委員のほうから御答弁をいた
さう。

○中谷委員 先ほど先生がお答えにな
りました特別対策費、これにつきまして
は、当方のほうで特別対策費として
まとめたものではないような
感じがいたしまして、これを経済企
画庁のほうに聞いてみたのです
けれども、その数字から見ま
すと、伝染病予防の中の一つの
施策として取り上げている中
で、いわゆる伝染病の流行予
測といったような形の諸検査の
費用がございまして、それか
らインフルエンザの特別対策
というものをやっております。
そういふものを合わせた額は、
四十年度は八千六百円になり
ますので、それと相当するの
じやないかと考えております。
ただ、この問題につきましては、
四十二年度は、これだけにつ
いて考えますと、一億一千万
円にふえております。そして元
来の伝染病予防費、これにつ
きましては全然減つておりま
せん。

施設とか、あるいはまた集団的な発生の一
つの原因となる水道といふものの管理とか、
あるいはまた多数が集合しているところの
管理とか、そういうものに特に注意をして
いるわけでございます。全体の率からい
いますと、大きく原因を分けま
すと、水によるものと、食品によるもの
と、いわゆる接触によるもの、これは子供
あたりがお互いよごれた手でもつて遊ん
でお互いによごれ、そういうものと、そ
れから不明なものと、大体この四分
類にしておるのでございますが、最近
は、水と食品系といふものは率として
減つてまいりまして、大体接触系のもの
が順次ふえていまして、いふやうな状況
でございます。しかし、昨年は、特に水
系の問題もやはり相当ありまし
た。それから食品系の問題も全体的に
集団発生が多かつたといふふうに考
えております。それに対して、私も、こ
れは後半は普通になりまし
たけれども、年の前半がそうであ
りましたので、鋭意努力を続けてお
りました。それで、ことしに入
りましてからは、昨年よりは若干減
少しているといふやうなことでござ
います。ただ水系の問題につきま
しては、主管の局長からひとつ……

○中谷委員 いや、けっこうです。集団給食の
問題、あるいは水道の問題、いろいろ問題につ
いてお尋ねをすべきであるけれども、水道の問題
だけとりあえずお尋ねをしたわけ
です。したがって、答弁としてはそ
れで切つていただいて、私のほう
はけっこうなものです。

ただ一つだけ指摘をしておきますけれども、
いまの御答弁の中で、いわゆる接触によるものが
かなりふえているのだ、こういうことなんです
けれども、この点については、つとに専門家の
ほうから、感染経路についての原因の徹底的な
究明といふものが、行政的な面からい
うと、いろいろな面において、いろいろな
場合がある、したがって接触とい
うあいまいな表現になつてい
る場合が多いのだといふやうな
ことが、すでに指摘をされてお
るわけですから、この点につ
いて、ただ単に接触とい
うのが多いんだという御答
弁については、これ以上

私はお聞きいたしませんけれども、接触ということと感染経路の徹底的な究明、防疫的な観点からの究明ということとの関連において、さらにそのような統計については精度、確度を深めていただきたい、このことを私はひとつお願いしておきます。

そこで、この和歌山の問題に関連をして私一番心配なのは、厚生省の赤痢対策は、「赤痢対策の推進について」という昭和三十四年に出された通達、これが基本をなしているのではないかと思います。その後、年別にそれぞれ通達等が出されておりますけれども、その中で、都道府県は専任防疫職員の確保にとめよ、ということが指摘されておりますけれども、現在の貧困な地方財政の中において、厚生省のほうにおいて何らかの措置、大蔵省のほうにおいてこれに対する配慮がなければ、こういう通達を出しにたただけでは、防疫専任職員の確保などということは非常に困難であります。現に、和歌山の由良町においても、お医者さんが足りない、専任職員が足りないということ、昼夜も分らないで、夜も寝ないで県庁の職員が努力しておるがどうにもならない、こういう状態なのである。この点について、ひとつ政府委員のほうから、今後このような配慮をしようという御答弁をいただきたいと思ひます。

○中府政府委員 この専任職員の確保という問題につきましては、これは防疫の専任職員というものでして、これは国として委託費によりまして職員を各府県に配置しておるわけでございます。現在五百八十名の職員を配置しております。その者がほかの職務にもいろいろ従事しているというようなことは困る、できるだけ防疫をひとつやってもらいたい、こういう趣旨であります。

○中谷委員 その次に、集団赤痢の発生につきまして、水道法の規定などによりますと、水道のこの部門の仕事に従事する人の健康診断についての省令ができておりますが、このような健康診断、ことに検便でございますね。さらにまた飲食業者の検便等、こういう検便等については、手数料と

いうものが要するのですか。指導、勧奨ということも、盛んに通達の中にお書きになっておるけれども、要するに、そういう健康診断を受ける人は、手数料を払って健康診断を受けなければならぬことになっておるのか。それとも、そうではないのだ、一般の場合、要するに伝染病予防法適用外の場合、それはただでそういう検査をするのだということに相なっているのか、この点はいかがでございますでしょうか。

○館林政府委員 水道の管理に当たります専任の技術者、あるいは食品関係の店舗等で直接食品に触れる従業員等に対しては、法令の規定によりまして定期的な検便等の検査を行なわねばならないことになっております。これらに対しまして、伝染病の集団発生等がございまして、強制的に行政当局が実施するものに對しましては、行政当局の負担でございします。法の規定によりまして、定期の検査をしなければならぬという規定に基づいての検査は、その検査を受ける者の負担でございます。

○中谷委員 まとめて大臣から御答弁をいただきたいと思ひますが、そういうふうな検査を受ける手数料はごくわずかだと思ひます。わずかだと思ひますけれども、そういうものは受ける者が負担をしなければならぬということ、こういう点も、私は、赤痢対策として、伝染病予防対策として必ずしも適切でないと思ひます。この点についてひとつ御配慮をいただきたいということが一つ、あと続けてまとめて御質問をいたします。

問題になる点は、現在由良町においては、三十坪について四十人、十戸ですから四百人を収容するところのプレハブ住宅を建設いたしました。このプレハブ住宅に四百人を隔離いたしました。先ほどの七百七十九名ということになってまいりますと、中学校へ隔離をしておる人、あるいは近隣の病院へ隔離をしておる人を入れても、自宅療養をしなければならぬ人が出てまいります。この自宅療養ということはいわゆる伝染病対策として適切でないと思ひます。だから、この自宅療

策として適切でないと思ひます。だから、この自宅療養ということについて当局がどうお考えになるかという点が一つ、いま一つは、世耕委員のほうからも指摘がありましたけれども、何と申ししましてもこれは貧弱な財政の町なんです。それで三分の一は負担しなければいけません。ところがその予防法によりますと、適正な実費についてということがある。そこで一体、プレハブ住宅を建てた、では適正な実費ということとはどの程度に御査定いただけるのだろうか、この点についてもぜひごん悩んでいらっしゃる。人間の命と健康の問題ですから、一生懸命になってそういう住宅を建てていく。ところが、そういう点についての適正な費用、適正な実費などということについて、要った費用よりもずいぶん低いところの三分の一補助という点では、地方財政が持ちこたえられないという問題が生じてくるだろうと思ひます。この点についてひとつ政府委員のほうから御答弁をいただきたいと思ひます。

○中府政府委員 この伝染病予防のために要した経費というものは、これは国と県と市町村が三分の一ずつ持つという形になっております。それで当然プレハブの建物もこれの対象に入ってくるわけでございます。したがって、いわゆるこのプレハブ住宅というものの、設置したその隔離病舎というものが費用になるわけでございます。だから、プレハブ住宅という特別なものでなくて、これは患者を収容するためにそこであるいろいろな経費をかけたというものでございます。これについての経費は当然に見ていく、そういうことでございします。

○中谷委員 これはひとつ御答弁いただきたいと思ひます。要するに、こんなことが新聞に載って、私は非常にこれは残念だったので。これは衛生思想の問題とも関係があるかもしれせんし、親子の情の問題とも関係があるかもしれせんけれども、かわい子子供が隔離病舎に隔離されるということ、それはいやだといって鉄砲をぶつ放した人がいる、こういうことが新聞記事に

出ていたのです。これは私は、隔離病舎というのが三十坪、そしてそれに四十人ということになってまいりますと、隔離病舎というものはこんなものだということになるのかもしれないけれども、一人一坪に当たらないわけでございますね。そうやってまいりますと、隔離病舎というふうなものについても、いわゆる隔離病舎という、かつて私たちが子供のときに聞いておったような非常に暗いものでなしに、ほんとうにそこで療養ができるようなものを建てたいというのが町当局の気持ちだろうと思ひます。そこで、三分の一、三分の一、三分の一ということですから、町当局は隔離病舎を現在建てておりますが、その隔離病舎に要した費用というものの三分の一は国が負担をしてくださるわけですね。法に明定されていることなんだから。要するに、そのできたものについて——何もぜいたくなものを建てようとしているのじゃないのです。まともなものを、ほんとうに人間としての最低のものを建てようとしているのです。この点について、建てたあとで、それはそんなに金がかからないのだというふうなことで三分の一、結局それが全体としては五分の一にもならないというふうなことでは、町当局がかわいそうだと思うのです。この点についてお答えいただきたい。

○坊間務大臣 いま御指摘によりまして、まだ、そういった伝染病患者が、自宅療養をしておるものが七百何十人のうちの三分の一くらいおるといふようなことはできるだけすみやかに解消するため、これは応急の措置でございますから、そこで、応急の隔離病舎というものをできるだけすみやかに建てていく、そして万全を期したい。そこで、この隔離病舎というものにつきましましては、先ほど申し上げましたとおり、これは現行法が三分の一ということになっておりますので、幾ら私の郷里といえども……（中谷委員「それはいいですよ」と呼ぶ）そして、最も適正な評価をいたしましてその法律を適用していく、こういうふうな努力をしていきたい、かように考えております。

○中谷委員 私にはあまり話を詰めてするのは性格的に好きではないのですけれども、大事な点だからお尋ねをいたしますが、要するに、町当局が町民のしあわせを願って、また隔離病舎を——ほんとうに今度の場合子供が多いのです。小さい子供が多いというのが今度の赤痢の特徴だと思ふのですけれども、そういう子供がしあわせを願って、そしてプレハブの隔離病舎を建てた。それに金が要った。いなかの町のことですから、鉄筋の建物を建てようというつもりはないのです。プレハブの住宅なんです。そのようなものに実際お金が必要。まじめな町民、まじめな町当局が建てるに要った実際の金というのは適正なものとして見ていただけたらというふうなことは、これは大臣が答えただけだと思うのですが、いかがでしょう。

○坊国務大臣 これは適正なる要った経費というものをやはりベースにしなければならぬと思ふ。ただ、和歌山県由良町、ことに世耕委員、中谷委員の、私もそうでございますが、郷里です。そういうところが、水増しといったような、そんなことをするとは思いません。そこで、適正なる価格をベースとする、こういうことを申し上げております。

○中谷委員 それじゃ最後に一点だけお尋ねをいたします。水増しというふうなことではないけれども、まさに大臣のお気持ちよくわかりました。それでその点は適正にひとつ処置していただきました。

いま一つ、実は昨日、私、夜おそく県庁と連絡をとりましていろいろ話をした。ところがすでに防疫課長の春日さんが現地へ行ってきた。その点は私はけっこうなことだと思ふ。何かの所用のついでにお行きになっていただいた、これは非常にいいことだと思ふのです。ただ、聞くところによると、六月五日に防疫課の課員の方々が現地に行っていたというのです。ところが、今度の赤痢については、隣の町の湯浅町のほうにも飛び火したということを聞いておる。それから

旧由良町だけでなしに、いわゆる合併前の白崎というふうな村のほうにも、飛び火したというふうなことを聞いておる。だから、七百七十九名じやなしに、ひよっとしたら九百名に達するのではなにかと言われているが、そういうおそれもあるし、和歌山県全体で社会的なたいへんな不満を醸成していると思ふのです。したがって、大臣のほうでこのことはどうでも御措置いただけたことだと思ふし、ぜひとも御措置いただけたと思ふけれども、六月五日ではなしに、ひとつ今晩でも防疫課の相当な職員の方を動員をしていただけて現地に急行していただきたい、この点をひとつ御答弁をいただきたらと思ひます。これは大臣、こういうような防疫課の御出張の問題ですけれども、大臣の問題として御答弁をいただきたら。

○坊国務大臣 私も郷里のことでございますが、私自身が飛んでいきたいという気持ちはございません。しかし、今日のこの国会の情勢では、なかなかそれも許されぬというのを非常に残念に思ひます。さようなことで情勢がだんだんと判明してきております。

なお、春日課長をついでにとおっしゃられたが、ちょうど京都に行つておった。そこで、できるだけ早く——京都と由良町は近いですから、君すぐ行つてくれ、こういう指令を出したわけでございます。また、だんだんとその情報も入つてきておりますので、必要に応じては、厚生省といたしましては、きょうでもあしたでも、そういうふうな視察のために職員を派遣するということには、決してやぶさかではございません。

○中谷委員 最後に一点だけ。要するに、私が聞いた話では、六月五日に防疫課の人が行つていただけ、こういうことです。そこで、必要であればというよりも、現地では必要を感じているわけなんです。厚生省の適切な指導を求めているわけなんです。したがって、大臣の飛んでいきたいというお気持ちを尊重して、ひとつ今晩でも、必要があれば——必要なんですから、防疫課の専門の方が現地に急行してもらいたいということを、これは

あたりまえのことなから、そうしましようというのをひとつ御答弁いただきたらと思ひます。その御答弁をいただければ、私終ります。

○坊国務大臣 春日課長は、現在厚生省における、防疫の最も優秀にして、最も知識経験を持つたベテランでございます。その春日課長が刻々と情報を入れております。それでなお、自分の応援をしてもらいたいというふうなことが、あるいは春日課長からあるかもしれない。そういうような場合には、厚生省といたしましては、即刻それは派遣をいたすことにはやぶさかではございません。

○中谷委員 終わります。

○川野委員 次は、内閣提出の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案の両案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本政弘君 大臣に、援護二法に入る前に、二つほどお伺いをいたしたいと思ひます。それは過日ありました朝日訴訟についてのご意見です。私は、これは援護法とも無関係ではあり得ないと思ひますし、同時に恩給法、そういうものと関連しまして問題があるというふうに感じますので、そのこととひとつお伺いをいたしたいと思ひます。

朝日訴訟の争点というのは実は二つあったと思ひます。一つは、憲法二十五条の精神と、それから、生活保障規定に違反をしているか、してないか。それからもう一つは、この種の行政訴訟で、原告の死亡後に相続人の承継が認められるか認められないか。この二つだったと思ひます。それで、国の勝訴となつたわけでございますけれども、後段のほうにつきましては、私は、生活保障に相続権があるかどうか、こういう問題については、この判断の背景には、生活保障というの

は、貧しい個人の生活を国または国民全体で救済をする、もし生活保障を受ける人が貧しくても、子供が裕福で、その子供に相続権が与えられると、きわめて不合理だ、こういう考え方から、生活保障の受給権というものは一身上の専属の権利だ、こういうふうに最高裁は考えたと思ふのです。私は、このことについては、言ひ分がわからないわけでもありません。しかし、前段のほうに触れてみますと、これは少し問題があるような気がするわけですが、大臣は、一体、この一番と二番の二つの争点のうちの、どちらに重点を置いてお考えになつておられるのか。というときは、大臣の談話を新聞で拝見いたしました。このときは、私はたいへん不満でありましたけれども、国が勝つたというところで、そのことに力点を置いておられるという、そのあたりのことについてどうするかという、たとえば保護基準なんかについて一体どうするかというところについては、あまりおっしゃっておられないような、そういう感じを受けました。したがって、そのことについて、一体どういうふうにお考えになつておられるかというところをお伺ひしたいのです。

○坊国務大臣 判決につきまして、私はここで、この判決がどうだこうだという批判を申し上げることは、差し控えたいと思ひます。そこで、二点の中でどっちにウエイトを置くか、こういう御質問でございますけれども、私は、この判決の二点に對しまして、このどちらにウエイトを置くかとお聞きいただきました。そのどっちにウエイトを置くかというところは申し上げかねるのでございますが、要するに、その一つのほうの、こういった受給者の請求権というものは、これは一身上に専属する権利であつて、これを相続人が承継することはできないというところでございますが、これはまっすぐこれをお受けする。最高裁判所でございますから、批判も何も許されませんけれども、これをお受けせねばならぬ。それから第二点は、これは違法ではないが低き

に失するということをうたわれておる。裁判としては、これは違法か違法でないかというのを判定するのは裁判でございまして、なるほど裁判では、違法ではないということを主張しておる。この政府のほうを裁判が認めたということでございます。だから、裁判としてはなるほど勝った、こういうことになると思ひますけれども、低きに失するということも言われております。私は、さような意味におきまして、この裁判があったからというわけではございせんが、生活保護というものは、これはそのときの国民一般の生活水準、あるいは物価、賃金、生活状態、いろいろな問題がございまして、国民一般のそういうような環境が私はあると思うのです。そういう環境と、もう一つは、私は時の流れというものもあると思ひます。たとえば、戦後の非常に日本の経済が荒廃いたしました、そして生活が一般的に苦しかった時、それから今日のこの時です。それから横にはその環境でございまして、一体日本の国民が現在いかなる生活状態にあるかといったような環境と、それからその時。いまの時点において国民全般がどういう生活をしておるかといったような環境と時との接点と申しますか、そういったようなところから判断をいたしまして、そして、憲法二十五条に定められましたところの、健康にして文化的な最低限の生活というのが私はきまってくるのだと思ひます。

厚生省といたしましては、そういった環境と時との接点におきまして、できるだけ生活保護を受けなければならぬ方々の生活と国民一般の生活水準との格差がないように、そのためには、第一・十分位ですか、これが生活保護の方と接点をしておる方々の生活でございまして、そういったような方々と、できるだけ格差がないようにつとめてまいりまして、私は、今後とも、そういった角度からなめまして、最も格差を縮めてまいり、そこに健康にして文化的な最低限というものを見出して、そして、とにかく低きに失する

ということを言われておるのでございまして、からだんだんと格差を縮めて、国民一般の生活に近づけていこう、こういうのが生活保護に関する私の考え方でございます。

○山本(政)委員 大臣は、環境と時点を考慮に入れる、こういうお話がありました。私は、人間らしい生活をするという権利というものは、時の政府の政策によつてかゝるままに左右されるべきものではないと思ひます。少なくとも健康を維持するには、総理がおっしゃったように、健康で文化的な生活、つまり人間らしい生き方というものができる程度でなければならぬと思ひます。したがって、総理のいう健康で文化的な生活、それは一体どういう程度か。たいへん通俗的でむづかしいかも知れませんが、お考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○坊間(政)委員 これは非常にむづかしい問題でございまして、私は、環境と時の時間と申しますか、連結と申しますか、それを両方申し上げたのでございまして、健康にして文化的な生活と申しますと、これは非常に抽象的でございまして、そこで、環境に照らして考えてみますと、そのときにおける国民の生活状態、これは、たとえばドイツ人の国民的環境とアメリカ人の国民的環境と日本人の国民的環境とで、私は非常に差異があると思ひます。そういったような環境の中において、日本は日本なりの健康にして文化的な生活、こういうことがあると思ひます。極端なことを申しますと、先ほど申し上げました、憲法が制定せられた当時、まだ日本が非常に荒廃しておる、経済もまだ非常に貧しい、生活も非常に苦しい、苦しいけれども、そのとき憲法がすでに制定されておつて、そして健康にして文化的な生活というものがないんだと私は言えないと思ひます。さような環境の中において、やはりその国民の環境に應じたところの健康にして文化的な生活があつたであらう。それはその時と環境でございまして、今日の日本のこの状態というものは、時も環境も非常に当時とは変わつてきておるだらうと私は

は思ふ。そういったような時と環境の中におきまして、具体的に一体健康にして文化的な生活というものはどういふことか、こう考えてみますと、繰返して恐縮でございしますが、日本の今日の国民の生活、いまの時点における国民全体の生活、その中で、保護階級、最も保護されなければならぬ人たちに接近しておる、その第一・十分位の方々の生活というものが、一つの目安なり尺度ということになって、そこへ格差を縮めていくということが、たいへん抽象的な話で恐縮でございしますが、これが一つの方針でなからうか。そこで、連年厚生省といたしましては、各種の基準、それをそこへ近づけるべく努力をいたしておる次第でございまして、

○山本(政)委員 朝日訴訟というものが敗訴になりました。ただ、朝日訴訟が果たした役割りというのは、やはり大きいと思ひます。それが一つの社会問題になって、そのことによつて生活保護基準というものが上げられてきた、こう思ひます。同時に、憲法二十五条には健康にして文化的な生活といふことがうたわれております、それから生活保護法にもうたわれております、それから厚生大臣が心配いたしますのは、要するに、これは厚生大臣の自由裁量といひますか、法規内の自由裁量に属することだ、こう判決に言っているわけですから、その場合に、先ほど申し上げましたように、時の政府の政策によつて左右されるべきではない、私はこういうふうに向うわけですが、その点について、大臣は逐次上がつておるとおっしゃつておるけれども、援護法との関係において、まだまだ不十分な点があるのではないかと、こゝういふ気が私はいたすのですが、その辺をどうお考えでございましょうか。

○坊間(政)委員 そのときの政治、政策、そういったようなものによつてのみ左右されるべきものではない。先ほど申し上げましたとおり、われわれの生活環境というものは、まことに錯雑、複雑、いろいろな角度から生活環境というものはき

まってくる。政治、政策、財政といったようなものも、全然無視してしまふわけにはいかないと思ひます。そういったものも環境を構成する一つの材料である。しかしそのみによつてわれわれの環境はきまるものではない。さような意味におきまして、時の政治、時の政策、時の財政といったようなものによつて、これがきめられていくものではない。もっと複雑な、いろいろな角度から考えていかなければならぬものである、かように考えております。

○山本(政)委員 最高裁の判決に多数意見と少数意見がありました。その多数意見の中に、奥野裁判官の補足意見がございまして、これは大臣御承知だと思ひますけれども、憲法二十五条の規定は、時の政府の方針によつて左右されることのない客観的な最低限の生活水準を想定して、国にその責任を課したものとみるのが妥当である。したがって、厚生大臣が最低限の生活を維持するに足ると認めてきた保護を受け得る権利だけでなく、保護受給権は、憲法の趣旨に従つて適正な保護基準による保護を受け得る権利と解すべきである、こう申しております。私が確認したいことは、将来財政上の理由で生活保護基準が不当に低く押えられることがないと言えないという感じが実はするわけですが、ほかの恩給とか年金はほとんど上がつていく、しかし生活保護は上がらないというふうなことがありはしないかということ、これは危惧するわけですが、そこで大臣に、そういうことがないかどうかをここで約束を願ひるかどうかということでございます。

と同時に、もう一つ気にかかるとは、大臣の談話の中に、収入認定についても、しゃくし定木にならぬようにというふうなおことばが一言ほど出ておりました。私は日にち忘れましたけれども、この委員会でも、たしか河野委員だったかと思ひますけれども、冷蔵庫が備えつけられたばかりに保護手当がなくなつた、そして、家族が自殺か何かされたという話がありました。そういうことについても、ひとつぜひそういうことのないよ

うにお約束ができるかどうか。つまり私は法の運用というものは人にあると思う。法は人が運用することによって生きもするし、あるいは死にもする、こう思うのです。その点についてはっきりしたお約束が願えるかどうかということをお伺いしておきます。

○坊国務大臣 生活保護基準がぐづけにされてしまふではないかというお話なんぞでございますが、そういうことがないというために、私は時と環境というものの、たとえばことしの時、ことしの環境、それから来年の一年先になったこの時、その環境というものは、これは絶えず動いていくものでございますから、そういった時と環境にできるだけふさわしいように、できるだけそういった時における日本の生活水準というものの格差がないようにしていこう。日本の経済なり生活状態が、時が一年進んでもいまと同じだというようなことは、私はおそらくなかるうと思ひますし、それで私は時と環境ということをしるし上げておるわけでありませう。だから、これはそれによつて動いていくということを、御理解願ひたいと思ひます。

それからまた私はしくし定本にならないように、こういうことも申し上げました。それはこういう意味でございますから、御理解願ひたい。具体的事例に当たったときに、これは抽象的な法律とか制度とかというものを適用していくという場合には、千差万別の、バラエティに富んだあらゆる具体的事例に対して法律を適用してまいりますから、これは法律の規定がそのケースに最もふさわしく、適切な場合もありませう。しかし、そうでない場合もあると思ひます。そういったような場合には、この法律を適用すると、これでいいんだといったような気持ちというものがたく頭に固着してしまふ。そうでなしに、運用は別といたしましても、こういったような場合には何とか考えるべきじゃないかということを、中央なりそういったルートを通じてひとつ考えよう。上司において——上司というとはなはだ失礼ですけれども

も、国として考えたかどうかというふうな気持ちで、末端のケースワーカーにしても、第一線において行政をやっておる人間の頭が、法律がこうだからこれでいいんだ、こういう頭ではなしに、もっとやわらかい頭でもって考えて、それをひとつ中央の行政なり政治に反映するような気持ちでやつてもらいたい。ただ、その場合その場でさじがげんというのを自由にやりますと、その制度自体がさじがげんによつて左右することができんだといったような観念になりますと、制度自体が非常に弱いものになる。早い話が、政府の内幕と申し上げたりなんかしてたいへんに——言うていいことかどうか。委員長、ちよつと速記をとめてもらいたい。

○川野委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○川野委員長 速記を始めてください。

○山本政委員 大臣がさじがげんで云々ということ、私はよくわかります。ただ、たいへん残念なことは、私もよく新聞で見ると、おきましては、非常に硬直した態度で臨んでおるために、結局無用に犠牲が出ておるような気がするわけですね。その辺も実は十分に指導していただきたい、こういうことをお願いをして、次の質問に移りたいと思ひます。

五月二十二日でございますが、社会保障制度審議会の総会で、各種の公的年金について、一部の年金だけが独走的にベースアップされるのはこれ以上許されないと、政府は急いで各種年金の調整に乗り出すべきであるという趣旨の勧告をすることになった、こういう記事が出ております。このことについて、大臣のほうにそういう勧告がなされましたでしょうか。

○坊国務大臣 まだ正式には私のところまでは参つていないように思ひます。しかし、これはいまま私も国会で、本省との間に密接でなければならぬことが、漏れ落ちたりなんかする場合はまますでございまして、いまは私は受けておりませうが、あるいは事務のほうで受けておるかもしれ

ませんけれども、そのところはひとつ御理解を願ひたいと思ひます。私はお受けしておりません。○山本政委員 この骨子は、一部年金の独走をこれ以上許すと年金制度が混乱をするということ

が一つだったと記憶しております。もう一つは、各種年金の横の連絡を十分にはかつて、社会保障的な考え方と共通する部分と、それぞれの年金の特殊性を配慮する部分とに分けて、共通部分については各年金とも同じレベルでスライドが行なわれるようにすべきであるということが第二点だったと思ひます。第三点は、政府は公的年金の総合調整諸原則を確立して、医療保険のような失敗を繰り返すな、こういうことだったと思ひます。この三点について大臣の考えを聞かしていただきたいと思います。

○坊国務大臣 それぞれの年金には、私は、それぞれの使命、それぞれの立場というものがあろうと思ひます。さような意味におきまして、各種の年金の中には、おのづから、どの年金が非常に尊重されて、どの年金が軽視されるというふうなことがあつてはならない。それぞれの目的に向かつて、それぞれの立場において、できるだけ充実したものでなければならぬ。こういうふうな観点からいたしまして、私は各種年金にはバランスが当然あると思ひます。さような意味におきまして、一部の年金だけが独走する、先行するといふようなことがあつてはならないといふふうに考えております。

それから、御指摘になりましたように、医療保険は、これもやはり各種の保険がありまして、そしてその保険の、たとえば給付率、費用負担、そういったようなものがアンバランスであるといふかなければならぬ、今日そういうことになつておる。これを是正しなければならぬという事態に來ておるのでございまして、年金もやはり総合的な観点から、歩調といひますか、これは金額その他はそれぞれの目的があるのでございまして、これは当然そういうふうな土壌にふさわしいこと

にならうと思ひますけれども、それはそれといたしまして総合調整をしていかなければならぬ、かように考えます。

○山本政委員 私は三点お伺いをいたしましたのですけれども、二点目の総合調整、これはよくわかります。ただその点について、大臣は今日の段階でバランスがとれているとお考えでございませうか。

○坊国務大臣 できるだけ各種の年金というものは調整されていなければならぬものであつて、そういうふうな努力はしてまいつておりますけれども、これは完全にバランスがとれておるといふことは、ここでそう胸を張つて申し上げることができない。そこでやはり年金制度というものにもこれは検討を加えていかなければならない、こういう状態でございます。

○山本政委員 いまのあれで大体わかりました。一番の一年年金の独走——私はこれは恩給をさしておると思ひますが、この独走をこれ以上許すと年金制度は混乱する、この勧告を出そう、こう言つておられますけれども、このことに対するお考えですね。独走してゐると思ひになつていらつしやるのか、あるいは独走してない、こうお思ひになつていらつしやるのか。私は、この点については大臣の御答弁をまだいただいておらないような気がしますので、お伺ひしたいと思ひます。

○坊国務大臣 大体年金は、御承知のとおり社会保障の中の所得保障、こういうことでございまして、その他の恩給とかあるいは援護法に基づくものとかいふものは、これはただ単に所得保障、それでは割りきれない面もあるわけですね。これは国家が賠償すると申しますか、そういったような思想も、これはいまのところ全然捨ててしまふというふうなこともない。そういったようなことも加味されておるといふたような観点からいたしまして、にわかに両者を比較しまして、それで、援護法恩給だといったようなものが進み過ぎおるんだということも、私はこの際言ひ切るわ

けにもまいらない。これは非常にむずかしい問題でございまして、相当分析、検討と申しますか、これは心理が入っておりますので、さような意味におきまして、にわかに両者を比較いたしまして、援護、恩給が進み過ぎておるんだということも言い切れないような始末でございまして。

○山本(政)委員 間もなく援護には入りたいと思ひますがもう少し……。

恩給は曲がりかどにきた、こう最近言われております。ことしの予算もたしか二二%増額されておると思ひます。四十二年度の総額は千九百八十九億円です。私はなぜ先ほど朝日さんのことについて御質問を申し上げたかと言ひますと、いまの貧弱な社会保障をたな上げにして恩給というものをこのまま増額をしていのかどうかということについては、私は若干疑問を持っております。なるほど、お仕事をされたり、あるいは軍人の方等たいへん気の毒な方もございまして。しかしそれはそれとして、恩給についての増額というものについては、この状態のままのカーブで上がっていつていのかどうかということについては疑問を持っております。お伺ひいたしたわけでございますが、そういうことで再度大臣のお考えをお伺ひいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、佐々木(義)委員長代理着席〕

○坊国務大臣 恩給等につきましては、これは一応スライド制というように行なわれまして、それでこれは毎年毎年上がつておる。ところが、いまその他各種の年金は、そういったようなことがない。それからもう一つは、国民年金等については、掛け金ということもありまして、両方の観点から考えてまいらなければならないというように、そこそこ仕組みの違いもございまして。そういうような現状に相なっておりますけれども、国民年金その他の年金につきましても、いまの年金でもってこれは十分だということも考えております。さような意味におきまして、できるだけこの制度を整備充実していかなければならない、こういうふうな考えでおりますので、私は、この

社会保障の中の大事な所得保障というこの年金は、できるだけ充実、整備をはかつていこうと考えております。

○山本(政)委員 それでは重ねてお伺ひいたしたいけれども、旧軍人の遺族数はどれくらいおられるか、それから七十歳以上の高齢者はどのくらいおられるか、お知らせいただきたいと思ひます。

○実本政府委員 恩給の関係で公務扶助料を受けております遺族の数は、四十二年五月現在で百十六万三千名でございまして。それから、これは遺族だけでございまして。

○山本(政)委員 旧軍人とその遺族数です。

○実本政府委員 軍人恩給の対象者でございまして、これは恩給法のほうになりますので、ちよつとわかりかねるのでございまして、公務扶助料の遺族、軍人の遺族の数だけは、いま申し上げましたように、ことしの五月現在で百六十万三千百六十一人という数にのぼっております。

それから七十歳以上の者につきましては、これやはり公務扶助料についての数字は出てまいりませんのでございまして、遺族年金につきまして、七十歳以上の者の全体に対しまして百分比を見てまいりますと、遺族年金で五六%というものが七十歳以上の者になっております。したがしまして、公務扶助料の場合も、大体この率がこのまま類推されると思ひますので、百十六万のうちの過半数の者、約六十万近い者がやはり七十歳以上になってくるのではないかとこのように推定されます。

○山本(政)委員 旧軍人とその遺族というものは、大体大まかな数字でございまして、百六十万七千だと思ひます。それから七十歳以上の高齢者はそのうちで、七十八万。この面だけから見ますと、私は、大臣の言われたように、これは一つは社会保障的な意味もあると思ひます。と同時に、戦後処理的なものもある。この二つが私はやはりあると思ひます。そして、だんだんと養育者のほうの傾向がこれからは強くなっていくのではないかと、こういう気がいたしておりますけれども、この点については、大臣どうお考えでござい

ましよう。

○坊国務大臣 傾向といたしましては、いまの御意見のとおりだと考えております。

○山本(政)委員 そうすると、先ほどの話に戻りますが、生活能力のない人たちに国が差し伸べる生活保護と、それから先ほど申しましたように、一定の期間軍籍にあったことに伴う権利としての恩給と、これには性格的には差異がございまして、その点はどうかでございまして。

○坊国務大臣 それを受ける方々の中にはダブったのがあると思ひますけれども、考え方といったしましては、生活保護ということと恩給、援護といったようなものとは性質が違ふ、かように考えます。

○山本(政)委員 繰り返して申し上げますけれども、私が大臣にお願ひしていることは、ひとつぜひ広い視野に立つてこの社会政策のことについてお考えを願ひたいということを実は申し上げたいのであります。たとえば高齢者の雇用対策についても、高齢者だからどうかというふうなことももちろんありますけれども、同時に積極的な面というものが打ち出す必要があると思ひます。この辺についての大臣のお考えはどうか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○坊国務大臣 非常にこともなごと私は思ひます。高齢者が、いまの日本の人口構成でまいりますと、ますますふえてまいりまして、人口全体に占める割合は、若年者に比べまして、はるかにその伸び率がふえてくる。そういったような人たちが、今日の所得保障を私は十分だと思ひておりませんけれども、もしかりに十分な所得保障といったようなことで、左うちわでもって生活でき、そういう極楽みたいなところはいまのところはあり得ませんけれども、かりにそういうようなことがあつても、人間というものは、ただ生活だけが安定しておるというふうなことで、その人のしあわせと申しますか、この世に生を受けたその人がそれほどうしあわせではない。かような意味におきまして、高齢者の健康状態あるいはその

人の適性といったようなことを、できるだけ社会として、国として引き出して、そうして、自分も国のためにと申しますか、社会のためにと申しますか、人のためにこういう意義ある仕事をしておるのだというふうなことを施策としてやっていくということが、これから私は非常に大事なことでございまして。

○山本(政)委員 じゃ最後に、お願いと同時に大臣のお考えをお伺ひして、本論に移りたいと思ひます。

繰り返して申し上げますけれども、生活保護について今後十分にレベルアップをしていくということは、大臣御存じはございせんね。——わかりました。それでは戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の御質問をしたいと思ひます。

これは援護局長にお伺ひしたほうがいいのではないかと思ひますけれども、款症程度の障害者に対して障害年金または障害一時金を受給者の選択によつて支給することにした、これが今度の改正でございまして。これは簡単でございまして、ございまして、恩給法に準じてそうなさつたのかどうか、その点だけお伺ひしたいと思ひます。

○実本政府委員 お説のごとく、款症程度の軍人たる障害者に対して恩給法に基づきます傷病年金が、年金、一時金の選択性を認めておるわけでございます。援護法におきまして、この選択性、本人の選択によつてどちらかにきめるという制度をこの際導入しようということで改正案を出したわけでございまして。

○山本(政)委員 援護局長さんは昨年も援護局長でございまして、——それじゃちよつとお伺ひいたしますが、四十一年の六月一日のこの委員会、栗山委員の障害年金または障害一時金のいずれかを受給者の選択によつて支給する考えはないかという質問がたしかあつたと思ひます。そのときにあなたの御答弁は、そういう意思がないという御答弁であつたと思ひます。その理由として、これは私、要約でございまして、障害が款症程度

という比較的軽度のものであることにかんがみて、その状況が安定している場合には、むしろ高額の一時金たる障害一時金を支給いたしまして、社会人としての更生の資とするというのが援護の実をあげるゆえんである、こうおっしゃってられます。そしてなお、障害の程度に変わりが認められる場合には、年金たる障害年金を支給して、障害の変動に応じてその額を改定するということがよって、現症に即応した適切な援護を行なうことが妥当である、こう言って、厚生年金の例もあげておられるし、同時に、恩給についてはこれは特例であるというふうにあなたはお答えになっております。いま一年たつておりません。一年たつておられない今日、なぜそのようなお考えになったのか、この点をお聞かせ願いたいと思います。

○実本政府委員 確かに、私、梁山委員の御質問に對しまして私の考え方を述べましたが、ただ、全然考えないのではなくて、慎重に検討する必要があるんじゃないかというふうな意味の御答弁を申し上げたかと思いますが、今回そういうふうなケースを法案の中に盛り込みました理由といたしましては、最近非常に年金の額が、先ほど先生のお話のございましたように、改定されてくる実情にかんがみまして、さきにそういった症状が固定しているというところで一時金を受け取られました方との間においてのアンバランスと申しますか、そういう問題ですでに受け取られた方々からの御要望が強くなつてまいりました。そういう実情にかんがみまして、過去に障害一時金を受けた者につきましては、この際あらためて障害年金を支給してはどうか。なお、経過的ではあります、恩給法でそういった選択を認めたケースがある、お手本がございまして、いろいろ検討の末そういうふうなことに踏み切ったわけでございます。

○山本(政)委員 要望はその当時からすでにありました。と同時に、速記録をもう一度ごらんになつていただきたいと思うのですが、慎重にというか、むしろあなたの御答弁は、厚生年金についてもうございまして、恩給法についてはこれは

特例でございますと、はっきり言っておられると思います。去年から一年まだたつておりません。そういう要求があったから、おそらく梁山委員のほうからそういう要求があったと思う。その点に對して、あなたはもう一ぺん速記録をごらんになつていただきたいと思ひますけれども、きわめて慎重にお答えになっておるのです。厚生年金もこういう例でございまして、恩給法は特例でございますと、はっきり申し上げております。しかし、私の記憶では、慎重に考えたいという文句はなかったと思うのですけれども……

○実本政府委員 おっしゃられるように、恩給法が経過的に一時そういった選択制を認めた、これはやはり援護法にも取り入れていいんじゃないかというふうな意見で踏み切ったわけでございまして、けれども、おっしゃられますように、御要望はそれよりも、おっしゃられたわけでございまして、一応御要望があったわけでございまして、ただ、四十二年度におきまして、恩給のベースアップと同じように、援護法におきましても障害年金の額が上がるというふうなこともなつてまいりました。先ほど私が申し上げたように、過去に一時金をもらった者との差が、現在、同じような款症程度のものでは、症状が固定しないというところで年金の支給を受けている者とのアンバランスが目立つてまいりましたわけでございまして、昨年のこの委員会におきまして援護法の可決をいただきましたときに、そういった意味での戦傷病者の援護がおくれているので、大いに進めろというふうな附帯決議もいただきましたので、改正に踏み切ったわけでございまして。

○山本(政)委員 それではちょっとお伺いいたしますが、一時金の裁定を受けた人にもこの措置が適用されるのですか。これはどういう理由ででしょうか。

○実本政府委員 すでに障害一時金を受けた者にもそういう選択権を与えるということは、そういう裁定というものをすでに受けた者についても及ぼさなければ、その人自身が一時金を受けたとき

には、選択できて受けたものでないのでございまして、それから、そういう意味でその人に選択権を与えるということをお考えなわけでございまして。

ただ、この場合に、今回の措置によりまして、障害一時金が相当な額があつて、その上に重ねて障害年金を支給されるというふうな方は、これは避けなければならぬということ、そういう場合には所要の調整をいたしておるわけでございします。

○山本(政)委員 一時金をもらつて、そうしてまた適用を受けるわけですね。そうすると、これは二重になりますね。

○実本政府委員 そういう場合を調整するため、調整の方法をいたしまして、たとえば障害一時金としてすでに支払われた額を、たとえば数年間に分割いたしまして、今後選択して出されまう年金の額から控除するといったような控除方式、それから、控除することができないほどごく最近において多額の一時金を受けておるといふ場合には、これは控除する期間を長引かすといったような方法で調整をいたしていきたい、こういうふうな考えでおります。

○山本(政)委員 話はもとに戻りますけれども、これについては、先ほど私、この本論に入る前にお伺いしたんですが、一体援護法というものは、戦後処理的な意味を含めておるのでしょうか、それとも生活保障的な意味を含めておるのでしょうか、どちらでしょうか。

○実本政府委員 それは総則の第一条にも書いてございまして、援護法に基づきます援護というものは、「軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に關し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする」ということになつておつて、給付の目的は援護でございまして。しかし、

おっしゃいます精神というものは、国家補償、一種の賠償理論に立つた国家補償、国家が自分の用人を公務によって傷つけ、または死亡させたというに對する国家補償の精神に基づいてやつ

ておることとございまして、どちらかと申しますと、そういった国家補償のルールでやつておる色彩の強い援護行政でございまして。

○山本(政)委員 確認いたします。賠償理論によつて、こうおっしゃいましたね。これは私はあつてのほうで質問いたしましたが、賠償理論によつての国家補償だ、間違ひございませぬ。

○実本政府委員 それは、賠償理論といひますか、完全にそういった賠償理論のルールでやるというのではなく、国家補償の精神に基づき援護しろ、こういうことでございまして、完全な賠償理論によつてすべてを割り切れという意味ではございませぬで、精神として国家補償の精神を基調として援護を行なえ、そういうふうな意味での国家補償の上に立つた援護でございまして。

○山本(政)委員 話がちょっと横へされるかも知れませんが、援護法第二条第三項第四号に、開拓義勇隊の隊員が準軍属として取り扱われることになっております。これは私のほうでお話をしておつたのでお答えを願ふと思ひますけれども、昭和四十一年の六月八日、これは死んだはずの満蒙義勇隊員が二十三年ぶりに母親に會つたという新聞の見出しが出ておりました。宮崎県の方でございましてけれども、皆元あきのさんという方の次男の満男さんという方ですが、この方は三十五年に戦時死亡宣告が出ております。そして四十年の二月に生存がわかつて、四十一年の六月八日に帰つてこられたというのですが、あなたがいまおっしゃつた国家補償の精神に基づいて、この間の補償がどのようになされておつたのかという

ことをちょっと説明いただきたいと思ひます。

○実本政府委員 お話の宮崎県の御出身の皆元さんのケースでございまして、この援護法等の関係におきましては、先生のおっしゃいますように、この方は満蒙開拓義勇隊として満州におられたわけでございますが、三十五年の三月に戦時死亡宣告を地元の知事から申し立てられまして、戦時死亡宣告が確定いたしました。この戦時死亡宣告の確定をされました皆元さんに対しての援護措

置といたしましては、未帰還者に関する特別措置法に基づきまして、まず弔慰料というものが出るわけでございます。これは戦時死亡宣告を宣告いたしました方には、公務死という扱いをいたします。それで公務死をなさったということで弔慰料をお出しするわけでございます。それは未帰還者に関する特別措置法に基づく弔慰料の二万円でございます。それから今度は、満州開拓青年義勇隊であった人、つまり先生のいま御指摘になられた第二条第三項四号に該当する準軍属ということ、この方の公務死に対しまして弔慰金というものが三万円支給されております。それから、やはり未帰還者留守家族等援護法に基づきます葬祭料というものが三万円支給されておるわけでございます。この方の場合、援護法におきましては、さつき申し上げましたように、準軍属の方の公務死として弔慰金を三万円出しましたが、この方にはお母さんがおられまして、遺族給与金が出るわけでございますが、この遺族給与金を支給いたします要件で、父母につきましては、六十歳未満の者には支給しないというふうな規定がございます。これは先生が御指摘になられますように、国家補償の賠償理論とは違ふところなんでございますが、ここは社会保障的と申しますか、そういうふうな理論に立つたところでございますが、そういうふうな支給制限がございまして、遺族の方に対する給与金というものは、支給要件を欠いておられますので差し上げていない、こういうふうなことで、三十五年の死亡宣告に基づきます援護措置が行なわれてまいったわけでございます。

それから、いかがいたしましょうか、お帰りになられましたときのことを……
○山本(政)委員 いや、けっこうです。四十年二月までは当然適用を受けたということでございませぬ。
○実本政府委員 そういうことでございます。
○山本(政)委員 それでは第四条で、日華事変以後の戦地、事変地で死亡した軍人、軍属の遺族で、死亡者の死因によって現行援護法の適用を受

けられない遺族がありますね。こういう項がここにあると思ひます。「重大な過失」とか「故意」によるということでお伺ひいたしたいのは、「故意」によるというのとは別で、率直に申し上げまして積極的ではございません。ただ、法律がこういうふうな制定された場合に、實際上に気の毒な方がおれば、これはやはり私は生かしてやるのが法の精神であると思ひますのでお伺ひをするわけですが、その点について具体的に何かあれば、そういう場合にはこうなんだということがあれば、お伺ひいたしたいと思ひます。

○実本政府委員 先生おっしゃいますのは、四条の一項または二項におきます支給要件、公務傷病の範囲の条件だと思ひます。われわれのほうでいまままで「重大な過失」とはどういうことかというふうなことで扱ってまいりました最も典型的な例を申しますと、たとえばけんかでございます。酒を飲んでお互いにけんかした。それから性病でございまして。そういうものが一番大きなケースとして、最も典型的にあげられておるものでございまして。
○山本(政)委員 そうすると、そういう例以外の過失であれば、大体四条の二項については認めておるわけですね。
○実本政府委員 お説のとおりでございます。
○山本(政)委員 戦傷病者特別援護法には戦傷病者相談員という制度を設けておりますね。この相談員の実情をちょっとお聞かせを願ひたいと思ひます。

七件ののぼっております。平均いたしますと一人一カ月八・七件の処理をしておるといふふうな実績になっておるわけでございます。
なお、こういうふうな情勢にかんがみまして、本年十月以降は、現在の人員四百七十名をさらに五割ふやしていただくようにいたしておりました。七百五十名のものにしたい、こういうふうな考えておるわけでありませぬ。
○山本(政)委員 その業務の取り扱いの件数、一人当たりどれくらいになっておるか。
○実本政府委員 先ほど申し上げましたように、相談員一人当たり一カ月八・七件という取り扱い実績になっております。

○山本(政)委員 戦傷病者相談員というわけですから、戦傷病者特別援護法によってこれは設けられておるわけですね。そうすると、戦傷病者戦没者遺族等援護法については、相談員はないわけですか。現実にはやっておられるかも知れませんが、ないわけですか。戦傷病者については設けておるが、この本法に設けておらないという理由をお聞かせを願ひたいと思ひます。
○実本政府委員 現在傷病軍人手帳を持っております人たちが、去年で恐縮ですが、四十一年の四月一日現在で約十二万人おるわけでございます。そのうち傷の重い軽いで項症と款症に分けてございまして、約半数近く、五万六千七百八十人というものが項症程度の重症の方でございます。こういう重傷の方々は、視覚障害者あるいは肢体不自由者とかで、とにかく家にいなければならぬ、出ていって相談するとかそういうことができない人が非常に多いございまして、そういう意味で、特にそういう戦傷病者の相談員、いわゆる重度の身体障害者の相談員というところでございまして、非常に専門的な相談員と申しますか、そういう特殊のニードがある人方が多い上に、相談の相手もリハビリテーションに関するものもございまして、こういう者だけの専門的な制度として要望が強くあったので置いたわけでございます。一般の御遺族の場合のケースは、こういったハンディ

キャンプのある人でございせんので、大体市町村、都道府県の援護係なり世話係なりの相談員のほうにお出向きを願ひ、そういったことで行政を進めてまいっております。
○山本(政)委員 戦傷病者の相談員という制度が戦傷病者特別援護法に設けられております。これは戦傷病者特別援護法の第八條の二の三項に規定があるわけですか。その規定は、「戦傷病者相談員は、その委託を受けた業務を行なうに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない」と書いてあるわけですか。いま援護局長のお答えによりますと、戦傷病者、特に重症の方々は、手取り足取りをしてみようを見なければならぬから相談員が必要なんだ、こうおっしゃっておる。私はそのことを否定するわけではありませぬ。もちろんそのこともたいへん大きな理由であると思ひます。しかし同時に、この八條の二の三項に書かれておる精神というものがまた忘れてはいかぬと思ひます。戦傷病者の重症の方々に對して、もちろんその身上に関する秘密を守らなければならない場合が多々あると思ひます。だが同時に、戦没者の妻の方々あるいは遺族の方々に對しても、そういうふうな身上に関する秘密を守らなければならない事柄がたくさんあると思ひます。事実私自身に耳にしておることもありますので、そういうことになれば、相談員というものをなぜ戦傷病者戦没者遺族等援護法のほうに適用といたしますか、準用といたしますか、そういうことをなさらないのか、なさるおつもりはないのか、このことをお伺ひしたいと思ひます。

○坊間務大臣 御指摘の点でございまして、片方は戦傷病者でまだ生きておる。片方の遺族は、御主人がなくなつて奥さんが生きておる、こういうふうなことで、戦傷病者はその本人がまだ——まだと言つては失礼でございますが、現に生きていらつしやるというのと、そこに少し違ふところがございます。そういう点で、指導をする上において、いろいろな秘密というものは、本人

がなくなられてしまったのと、本人だということとは違ひがあると思ひますけれども、御指摘の点もありますので、これは検討をいたしたいと思ひます。

○山本(政)委員 私が、冒頭、本論に入る前に大臣にお伺いしたら、さじかげんでない、こうおっしゃっていました。私は、法の運用というものは人にあるということをお願いしました。だから、大臣のおっしゃる通りに、さじかげんでやれというのではなくて、こまでくるのだしたら、あなた方も、全く完全ではない、こうおっしゃいましたけれども、賠償の理論、国家補償の精神というものの従つて、それだけの親切な法の適用をしてやらないのかということが疑問なんです。これは戦傷病者はいへんお気の毒ですけれども、同じように、戦傷病者あるいは戦没者の遺族も他人に言えないことがあると思ひます。あるいは戦没者の妻の場合でも人に相談ができないということがあります。これも私はあとお伺いいたしますけれども、戦後心ならずも再婚しておる人がおられます。そういう人たちが一体だれに相談をすればいいかということになれば、援護局長のお話のように、人格は非常にいい方方で、そして相談員になり得る人にすがっていくよりほかにないやございませうか。そういうことに対しては、この援護法、それからこれは戦没者の妻に対する特別法ですが、これについても皆さん方の御配慮が足りないような気がするわけです。ぜひそのことについて御検討をお願いしたいと思ひますが、その点、どうでしょう。

○坊国務大臣 さしあたっては、そういった方々の相談相手には、民生委員というものがございまして、それがやることになっておりますけれども、民生委員だけでは、片方の戦傷病者のほうと権衡がとれないというようなこともございまして、御指摘もありますので、検討をいたしたいと思ひます。

○山本(政)委員 民生委員というのは性格的に違ひと私は思ひます。大臣のおっしゃる通りに、

戦傷病者あるいは戦没者の遺族、この方々はお世話をするという性格ではないと思ひます。民生委員はもつと別な性格があるはずですから、このことはぜひ御配慮をお願いしたいと思ひます。

同時に伺ひたいのは、かりにそれだけの御配慮があるならば、相談員というものは月に八・七件ですが、いろいろな個人に一々相談に乗つてやれば手間ひまもかかると思ひますが、月五百円というものは妥当な金額でしょうか、このことについてちよつとお伺ひしたい。

○実本政府委員 いまの月五百円というのは、民生委員さんの場合と同じように、全くほんとうの星飯代といったようなことでございまして、普通の、そういう仕事を實際にやっていた事務職員に対する報酬のようなどころまではとても望めないと思ひますが、しかし、それはほんの星飯代というふうなことになると思ひますが、そういう意味では、それにも欠ける場合もあるかと思ひます。それはなるべくそういう御迷惑が少しなめようという方向へ持つていかなければならぬと思ひます。そういう意味で非常な適当であるというふうには決して考えておらぬわけでありませう。

○山本(政)委員 大臣、どうでしょう。

○坊国務大臣 いまの五百円という金額は、御苦労を顧つたからそれに対する報酬とか、そういうような意味では私は決してないと思ひます。そういうような一種の社会事業と申しますか、それをやっていた方々に対して、とにかく星飯代と申しますか、薄謝と申しますか、(薄謝にもならぬよ)と呼ぶ者あり、薄謝はほんとうの薄謝でございませう。さよふの意味だと思ひますけれども、もちろん私といたしまして、それで十分だとか、そんなことは考えておりません。たとえ薄謝にしても、できるだけ改善をしてみたいと思ひます。

○山本(政)委員 再婚解消の妻、これは死別した

場合も含みますが、これについての遺族年金支給期間の延長、このことについてどうお考えですか。たとえば、昭和二十一年二月一日以降再婚したけれども、昭和二十七年四月二十九日以前に再婚を解消した戦没者の妻には遺族年金が支給されていきます。しかし、昭和二十七年四月二十九日以前に再婚して、昭和三十年六月三十日までその間にそれを解消した妻に対しては、これは適用されていません。この理由は一体何でしょうか。

○実本政府委員 二十一年から二十七年四月二十九日まで再婚を解消されて、そして解消されたという方を援護法の対象といたしております。ゆえにこの間は再婚をされて、そして解消されたという方は援護法の対象としておりません。全部ストップになりました。そしてその間、遺族としての公務扶助料もすっかりとめられてしまつて、経済的に非常に苦しい時代にやむを得ず再婚された。しかし、やはり先夫のほうによかつたということで、解消されて実家に戻られた、あるいは一人で生活されておるといふふうな、その間、非常に険しい条件の中を生き抜いてこられたという方、その期間にすべて再婚のケースを解消されたという方については、援護法あるいは恩給法が復活したときに、やはりそういう人たちはお迎えすべきではないか。そういう援護法なり恩給法が復活されたのを見て、再婚解消すれば公務扶助料なり遺族年金が出るというふうな条件になつて以後解消されたという人との間の御苦労の差に目を付けてまして、そういうふうな期限の制限を行なつてきておる次第でございませう。

○山本(政)委員 二十一年の二月一日から二十七年四月二十九日まで、これは恩給が停止されたということで気の毒だ。しかし、二十七年四月二十九日以前に婚姻を解消した人には、これは精神的にも物質的にもどうにもならないから結婚した人だつてあると思ひます。しかも、心ならずも結婚した人が今度は耐えられなくて離婚した、こういう場合だつて考えられます。せつかくあな方はここまですら、私、先ほど申し上げたよう

に、社会保障というものをもう一ぺん根本的に考えるべきだ、こうお話ししましたが、私の考え方はそこにあります。しかし同時に、現実には恩給法並びに連年の年金というものをだんだん拡大されてきているわけですよ。そしてこういうところだけさつと頭の上であな方はお切りになつていられるというところは、私には理解できないのです。ただ、しやくし定本に、この恩給のない期間だけやる、これはもう適用する、その後については適用除外だ、こういうわけにはならないでしょう。この期間に結婚をして、その後には解消した人の生活環境というものは考えるべきじゃないのですか。

○実本政府委員 お説のようなケースで最も考えなければならぬのじゃないかと思ひます。例をあげますと、たとえば二十七年の五月一日に解消されたというふうな人は、ほんとうに一日の差で処遇に大きな差が出てくる。そういうものはもう少し弾力的に考えてもいいじゃないかというふうな御意見ももつともだと思ひますが、ただ、こういうある程度の期間というものを切ります根拠がもつともだということになります。どこかの時点でやはりそういうふうな方々が出てくるわけございまして、それを考えました場合に、全部いつても解消したらというふうな期限をとつてしまつたらすべてのケースがうまくいきません、こういうふうなことになる制度でございませう。これは当然としてしまふということでは、またちよつとという不都合な点もあるわけございませう。そういう意味で、この時期が、恩給法がなくなつてしまつて、援護法によつて復活するまでの間を食ひしつておられた、その間にすべて事を解消されたという方々だけに限つていくべきだとすれば、やはりこの時点を守つていかざるを得ない、こういうふうなことで、いまのようなかつこうに落ちついておられるわけございませう。

○山本(政)委員 じゃ同じようなケースがあるわけですから、三十一條一項の七号、これはたしか氏を改めた場合には父母、祖父母に遺族年金を支給す

ることができないという規定ですね。これは妻の場合にも同じような規定があると思うのですよ。ここにこういう例がございます。これはそのとおり読みます。「戦没者の父親は戦没者が幼少のころ死亡し、その後、私は女手一つで十年余養育してまいりましたが、一人前になった喜びもつかの間、昭和十三年に陸軍に入隊、昭和十九年中支方面にて戦死いたしました。娘と私はあのおそろしい原爆に被爆し、家は全焼、私も傷を受け苦しみました。昭和二十二年に親戚のすすめにより再婚いたしました。氏を改めた婚姻ゆえ年金等は受給できず、弔慰金のみ受給いたしました。その後昭和三十七年再婚の夫とも死別し、私は一人になってしまいました。」こういうことなんです。

これは自分の意思で婚姻を解消したわけじゃないんですね。心ならずも死別したわけですよ。そういう場合の救済規定も結局はないわけでしょう。私が申し上げたいことは、いま申し上げた再婚解消の場合と同じように、こういう救済規定というものをどこかに設けていいんじゃないかと思うのですよ。大臣は、もしもこういうことを直接お知りになったときに、一体、ただお気の毒ということでお済みになりますか。

○実本政府委員 先生のいまおっしゃられましたケースは非常にお気の毒なケースでございますが、お説のように三十七年に再婚をされた方と死別しておられるということで、これはどうにもいまの援護法の対象に取り込むことができないというケースになってしまふわけでございます。それが、先ほど申し上げましたような、恩給のない期間がらばっておられたというほかに、もう戦没者と別れてから十年も十五年もたった場合のケースというものについても、やはりやむを得ぬじゃないかというふうな考え方も、さっきの二十七年の四月で切った例の中の一つに、この援護措置で行なわれたときにある程度あったわけでございまして、戦後六、七年の間なら、まだ前夫のあたまりがあるが、しかし、もう十五年もたちますと、前夫のあたまりも全然さめて消えてしまっ

ているというふうな議論もございまして、そういうふうな整理期間をつかったというところでございまして、はなはだお気の毒なケースではございますが……。

○山本(政)委員 大臣は、こういう意味では戦後はまだ終わっておられないのだということを、たしか申されたように記憶しておりますが、先ほど款症程度の場合に一時金の裁定を受けた者が再び適用を受けるということがありましたね。これは二重だと私お伺いしましたら、そうですというお答えがありました。この人は弔慰金を受けております。昭和二十二年に再婚して、「氏を改めた婚姻ゆえ年金等は受給できず、弔慰金のみ受給いたしました。」ということですから、弔慰金は支給されているわけですよ。そうすると、昭和四十年に制定の特別弔慰金というものは、この人には支給されないですか。私は、遺族年金は支給されないかもわからないけれども、弔慰金は支給されるのではないかと思うのですが、この点どうなんでしょう。

○実本政府委員 特別弔慰金の方は、遺族年金とか公務扶助料とか出ていない方には重ねて出ることになっております。だからこのケースは出ると思います。

○山本(政)委員 三十九条の二、これは準軍属の適用は、この項についてはないですね。なぜここに準軍属は適用されておられないのか、お伺いしたいのです。

○実本政府委員 これは軍人軍属だけでございまして、準軍属にはこの適用はございませんです。

○山本(政)委員 適用はございませんが、どういう理由で適用がないのでしょうか。ほかのは、ずっと軍人軍属それから準軍属という規定であるでしよう。この場合にだけな準軍属というものは除かれているのか、その理由をひとにお聞かせ願いたいわけですか。

○実本政府委員 一項の一号も二号もいづれも——特に二号につきましては、戦地におきますケースでございますが、一号も戦地または事変地

におきます場合でございまして、準軍属と申しますのは、主として内地にいた雇用人なりあるいは動員学徒の人だとか、内地勤務が前提になっている人が主でございました関係と、それから、この法律ができましたときに、準軍属の方々は、実はいまその名前がそういうふうな名前が残っておりますように、年金じやなくて一時金を差上げておった。これが昭和三十四年に、準軍属も一時金から年金に切りかえてまいったわけでございまして、そういう一時金だけの処遇であつたというふうな関係もございまして、準軍属にはそういう三十九条の二の適用がないわけでございます。

○山本(政)委員 後段は別として、前段では主として内地勤務であつたというお話でした。準軍属の方は、しかし、冒頭に申し上げましたように、満州開拓義勇軍は、これは準軍属です。これは外地です。この方々は適用がないのですか。

○実本政府委員 そういう例外もございまして、実は先生の御指摘のように、準軍属の処遇といたしましては、軍人軍属との関係におきましてその点外遇のアンバランスがあるので、こういった準軍属の方々の一時金制度を厚生省といたしましても検討しておるわけでございますが、まだその実現の運びに至っていないわけでございます。

○山本(政)委員 戦傷病者会館というのが一昨年予算で承認されました。できることになりましたのか。それから現状をひとつお聞かせを願いたいと思うのです。

○実本政府委員 戦傷病者会館は、昭和三十九年度の予算に二億円の国庫補助が計上されて、その補助金を受けて、四十二年の三月、ことしの三月末に竣工いたしました。会館の規模は当初の計画どおり総坪数が約千四百坪ばかりでございます。

この会館において行ないますおもな業務は身体障害者収容施設で、大体百人程度の収容を考えておるわけでございます。それから補装具の製作、研究、それから更生医療に関します相談指導

といったようなことを考えておりまして、目下社会福祉法人戦傷病者会館という法人の手によりましてその業務の開始の準備を進めておるところでございます。

○山本(政)委員 いま収容されておる方々がおられるのか。補装具の製作とか修理とかということがございますね。これはもう仕事が始まっているのかどうか。そういうことをひとつお聞かせ願いたいのです。

○実本政府委員 いまそういう身体障害者収容施設としての開設許可をとりつつありまして、百名の収容者について募集をいたしておるところでございます。開設認可がおりましたらすぐそういう業務を始めたという態勢をとっておるわけでございます。

○山本(政)委員 これはどなたにお伺いしたいのです。東京に、被爆者、つまり原爆にあつた方々が、いまだたくさんおられるか、おわかりでしょうか。東京だけでけっこうでございます。

○実本政府委員 公衆衛生局のほうでいま確かめますが、被爆者健康手帳を持っている者は、いま私の記憶では大体二十四万五千でございました。約二十五万近くでございますが、そのうちのどの程度が東京におられますか、ちよつと見当つきませんのですが、大体一割と見ても二万四、五千くらいだと思います。

○山本(政)委員 三月二十九日に厚生省から原爆被爆者の実態調査で出ておりますから、ひとつよくごらんになってほしいと思うのです。ただ、これは四十年までしか出ておりません。現在はいくら出ておるか、おそらくこれ以上の数だと思ふのです。ただし、そうかといつて二万人も三万人もおらないと私は思うのです。実本さんのおっしゃる通りに一割もおらないと思うのです。もつとずつと実数としては少ないと思います。ただ、この人たちについて、この戦傷病者会館を利用させるというふうな気持ちはないのでしょうか。もちろんこれは福祉法人になるのでしょうか。です

から、強制力は当局としてはお持ちでないかも知れませんが、そういう指導というものはなされるおつもりはないでしょうか。人数はたくさんおられないと思うのです。

○実本政府委員 身体障害者の収容授産施設といましては、身体障害者手帳を持っておられる方であればだれでも収容する。それ以外の方でも、いろいろな補装具とか更生指導相談の業務にはこの施設が利用できるということになっております。

○山本(政)委員 それでは、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案については最後にいたしたいと思いますが、あと父母に対するのがあります。

原爆被爆者の死亡者のうち、当時医療機関で原爆病であるということがわからなかった人があると思うのです。つまり外傷によって単なる爆弾というふうには理解されて、そして取り扱われている人があると思うのですけれども、原爆の被爆死亡者で、死亡について公務性の立証が困難な軍人、軍属、それから準軍属の遺族に対して、遺族年金を支給するというお考えというものはないでしょうか。

○実本政府委員 原爆被爆者の原爆症の關係の軍人、軍属その他の方々で、援護法の対象としてはっきり公務上の死亡だということが認定できないものは、すべて援護法の対象にしたらどうかという御意見でございますね。原爆病の公務性の問題につきましては、従来非常にむずかしいケースがたくさんあるわけでございますが、そういうことで、原爆症はどういう場合であろうと一律に全部公務にするというようない取り扱いは、制度のたてまえ上どうにもできないことでございます。そういう公務の傷病の認定につきましては、やはり一つ一つのケース、ケースでもってきめていかざるを得ない。また現実に、いままでの取り扱いとしていたしても、そういうふうなケース、ケースの問題としてむずかしい問題がありますときには、専門家が入りまして援護審査会でいろいろ

な御意見をいただいて、できるだけ抱いていけるような方向で指示を進めてきているというふうな態度をとっておるわけでございます。

○山本(政)委員 いまのお話と関連いたしますけれども、三月の十一日に、厚生大臣がお会いになったと思いますが、平和七人委員会、昭和三十三年の原爆被爆者医療法に生活保障も加えた完全な法律化を早急につくっていただきたいという要請がございましたね。そのときに大臣は、法律制定に真剣に取り組みたい。ただ、それと一緒に、法律制定のための審議会を次の国会でつくっていただきたい、こういう要望もあったと思うのです。このことについて、大臣は法律制定に早急に取り組む意思がおりないかどうか、それが一点です。

もう一点は、厚生省で被害者の実態調査を行なっておりますので、その結果を待ちたい、こうお答えになっております。ここにはもう厚生省の原爆被爆者の実態調査というのが出ておりますね。(中間報告だろ)と呼ぶ者あり)そのことについて、中間報告かどうかは別といたしまして、大臣のこの二点に対するお考えをお伺いいたしたいと思ひます。

○坊国務大臣 ただいま中間報告という声がございましたけれども、厚生省といたしましては、原爆被爆者の実態を調査すべく鋭意急いでおるわけでございます。それでこの調査は、基本調査、生活調査、健康調査、三部面からこの調査をしておるのでございますが、ただいま御指摘のものは、基本調査の中の中間調査の報告でございます。さような意味におきまして、私は、この三部面からの調査というものをいま鋭意急いでおりますが、この調査の結果が出るのが大体ことしの秋だ、こういうことでございます。何にいたしましたも、その実態をしっかりと把握いたしまして、これを踏まえた上に制度というものを検討したい、かように考えておる次第でございます。

○山本(政)委員 この原爆の被害者の実態調査についての質問は、この次にさせていただきます。

思うのですけれども、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案に入る前にちょっとお伺いをいたしたいことがあります。それは、昭和三十八年に戦没者の妻に対する法律ができて二十万円、昭和四十年に戦没者の遺族で三万円、昭和四十一年に戦傷病者等の妻で十万円、昭和四十二年にこれにありますが戦没者の父母等についての十万円、これだけは法案として次々と、三十八年、四十年、四十一年、四十二年と出てきたわけです。私はこのことについても、率直に申し上げますと問題があると思うのですけれども、この質問に入る前に、戦傷病者の父母等については、これは未実施でございます。実施しておらない。これはおやりになるつもりですか。ならないつもりですか。それだけ一つお伺いをいたしまして、時間だそうです。私、私の質問を保留させていただきますかと思ひます。

○坊国務大臣 ただいまのところは、これに何らかの措置をするというふうな考えは持っております。

○山本(政)委員 ただいまのところという意味は、どういう意味でありましょうか。

○坊国務大臣 現在持っておらないということでございます。

○山本(政)委員 私が心配することは、戦没者の妻、戦没者の遺族、戦傷病者の妻、それから戦没者の父母、残されておるのはもう戦傷病者の父母だけなんです。金額は別として、法案として出されてないのはこれだけなんです。これこそ私は、ひとつ社会保障の抜本的な対策の上に立つて、いろいろな恩給、年金も考えていたいただきたい。したがって、この次の国会とか何とかというふうなことで、安易に戦傷病者の父母というところについてされてもらうては、これはやはり問題があるような気が、実は率直に申し上げておきます。その点について、ひとつぜひ慎重にお考えになっていただきたいということをお願いしまして、この次にひとつ戦没者の父母等に対する特別給付金支給法案についての質問をさせていただきます。

たいと思ひます。
きょうはこれでやめさせていただきますと思ひます。

○川野委員長 次会は、明午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時二十分散会